

○国土交通省告示第千四百六十五号

航空法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年国土交通省令第七十二号）附則第三条の規定に基づき、及び同令を実施するため、航空法施行規則等の一部を改正する省令の施行前に製造された無人航空機（同令附則第二条の規定により無人航空機とみなされるものを含む。）であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由によりリモートID機能を備えることが困難であるものを指定する告示を次のように定める。

令和三年十一月二十五日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

航空法施行規則等の一部を改正する省令の施行前に製造された無人航空機（同令附則第二条の規定により無人航空機とみなされるものを含む。）であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由によりリモートID機能を備えることが困難であるものを指定する告示

航空法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年国土交通省令第七十二号）附則第三条の国土交通大臣が告示で定めるものは、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第三条第一項の規定により、改正法の施行の日前において登録の申請がされた無人航空機とする。

附 則

この告示は、改正法の施行の日（令和四年六月二十日）から施行する。